刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
［略］		
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	［略］	
	［略］	

（市原青年矯正センターの首席矯正処遇官）

第十二条の二　市原青年矯正センターに首席矯正処遇官二人を置く。

2　首席矯正処遇官は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は第十条第一号及び第五号に掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
岡崎医療刑務所	［略］	
	［略］	
	［略］	
	［略］	
北九州医療刑務所　東京拘置所	［略］	
	［略］	
	［略］	
	［略］	
	［略］	

（医務課等の所掌事務）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所　帯広刑務所　網走刑務所　月形刑務所　青森刑務所　秋田刑務所　山形刑務所　福島刑務所　水戸刑務所　喜連川社会復帰促進センター　前橋	［略］	

［条を加える。］

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
［同上］		
その他の刑務所等	［同上］	
	［同上］	

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
岡崎医療刑務所　北九州医療刑務所	［同上］	
	［同上］	
	［同上］	
東京拘置所	［同上］	
	［同上］	
	［同上］	
	［同上］	
	［同上］	

（医務課等の所掌事務）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所　帯広刑務所　網走刑務所　月形刑務所　青森刑務所　秋田刑務所　山形刑務所　福島刑務所　水戸刑務所　喜連川社会復帰促進センター　前橋	［同上］	